

日本ペレットストーブ工業会 ペレットストーブの定義

(総則)

第1条 本規程は、日本ペレットストーブ工業会(以下、本会という。)会則第5条2(1)の規定に基づき、ペレットストーブの定義を定める。

(定義)

第2条 ペレットストーブの定義を以下【表：ペレットストーブの定義】に定める。

【表：ペレットストーブの定義】

区分	機能要件	
A. 構造及び 暖房方式	電氣的に燃料及び燃焼用空気を供給する構造をもち、電装部品及び動力部が本体ケーシング内部で構成され、空気を暖める方式で暖房を行う家庭用木質ペレット燃焼機器	
B. 定格出力	25kW 以下	
C. 燃焼方式	直接送風燃焼方式	バーナポット内の燃料を、電気によって自動発火させ、発火後燃料をバーナポットに供給し、空気を通風して燃焼させる方式
D. 燃焼機器の区分	密閉式	燃焼室、給排気経路及び燃料タンクが、室内と遮断されている構造
	非密閉式	燃焼室、給気経路及び燃料タンクが、室内とつながっている構造
E. 排気温度	260℃以下	

注：ペレットストーブの密閉度については、将来的に別途規定し、密閉式の場合、リーク量をリークレート値 (m³/h) により明記する。

(定義外)

第3条 下記に類する機器がペレットストーブとして流通しているが、定義外となる。

	種類	内容
①	手動着火式ペレットストーブ	第2条の定義に準ずるが、着火方式が手動である。
②	自然排気式のペレットストーブ 及び薪・ペレット兼用ストーブ	ペレットを主燃料とするものや、ペレットでも薪でも燃焼できるストーブであるが、いずれも送風機を用いないため、排気温度が高く、排気筒による設置ができず、煙突による設置になるために薪ストーブの分類、設置基準になる。
③	非常設式ペレットストーブ	屋外での使用を前提としているため移動ができる。
④	電氣的な駆動方法及び制御方式を持たないペレットストーブ	

(改訂履歴)

平成27年7月31日：制定

平成30年7月30日：一部を変更(第2条、強制排気形の説明変更)

令和3年2月17日：一部を変更(第2条：定義)、追加(第3条：定義外)

令和3年7月26日：一部を変更(第2条：D 燃焼機器の区分 密閉式の説明語句の変更)

以上